

# 令和8年度 新潟県運輸人材確保・業務効率化推進事業費補助金 募集要領

## I. 制度の概要

### (1) 目的

本補助金は、運輸業界の人材不足に対応するため、運輸業務の効率化及び職場環境整備の取組を促進することを目的として、新潟県運輸人材確保・業務効率化推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づいて交付します。

### (2) 補助対象事業及び補助対象者

本補助金は、事業区分として「業務効率化」(実装的な取組・実証的な取組)と「人材確保」を設けており、それぞれの補助対象事業及び補助対象者は以下のとおりです。

#### 《業務効率化に関すること》

	一	補助対象者	補助対象事業
業務 効率 化	実装的な取組	トラック事業者 荷主事業者	次のいずれかの項目に該当する県内で行われる事業 ① 物流コストの適正化に資する取組 ② 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する取組 ③ 荷役作業の負担軽減に資する取組 ④ 業務効率化に係る計画を策定するための専門家への相談 ⑤ その他、知事が必要と認める取組
	実証的な取組	複数の荷主事業者トラック事業者及び荷主事業者で構成されるグループ (グループの構成員は法人格が別で資本関係のない者であること)	輸配送の共同化等、グループが連携して行う物流効率化・連携促進に資する取組であって、次のいずれかの項目に該当する県内を起点に行われる事業 ① トラック1台あたりの積載量の増加 ② ドライバー1人当たりの運行時間短縮 ③ 荷待ち時間等、ドライバーの拘束時間の短縮 ④ その他、物流体制の維持にあたっての諸課題の解決を図る取組

※交付決定前に既に実施されている事業であっても補助対象とする。

※個人事業主及び個人を除く

#### 《人材確保に関すること》

	補助対象者	補助対象事業
人 材 確 保	トラック事業者 バス事業者 タクシー事業者 運転代行業者 要綱第2条第6号に規定する団体	次のいずれかの項目に該当する県内で行われる事業 ① 若年層・女性その他の多様な人材の確保・活躍の促進に資する環境整備のための取組 ② 2024年問題の解決に向け、運輸業の魅力向上・関係者の理解の醸成を図る取組 ③ その他、知事が必要と認める取組

※交付決定前に既に実施されている事業であっても補助対象とする。

※個人事業主及び個人を除く

また、補助対象者は、以下の要件を満たす必要があります。

補助対象者要件
県内に本社又は営業所を有すること
ホワイト物流推進運動における「自主行動宣言」を行っている又は行う見込みがあること ※トラック事業者及び荷主事業者のみ対象

《参考》ホワイト物流推進

○ホワイト物流推進運動について

<https://white-logistics-movement.mlit.go.jp>

○ホワイト物流推進運動における「自主行動宣言」について

<https://white-logistics-movement.jp/flow/>

なお、本補助金における用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
トラック事業者	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を行う者。 ただし、霊きゆう事業限定の事業者を除く。
荷主事業者	トラック事業者と取引のある者
バス事業者	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ及びロに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を行う者
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者
運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条の認定を受けている同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者
関係団体	前各号に掲げる事業者をその構成員に含む団体、その他知事が認める団体

### (3) 補助率及び補助上限

本補助金の補助率及び補助上限は以下のとおりです。

事業区分		補助率	補助上限
業務効率化	実装的な取組	1/2以内	300万円
	実証的な取組	1/2以内	
人材確保	-	1/2以内	50万円

#### (4) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は以下のとおりです。

##### 《業務効率化に関すること》

経費区分	補助対象経費	具体例
実装的な事業	システム導入経費	出荷情報をデータ化するためのシステム導入経費など
	設備導入費	流通業務の省人化・省力化に資する機器・資材の導入経費など
	専門家謝金	物流効率化計画策定のためのコンサルタント料など
実証的な取組	計画策定費	グループ企業間での会議開催経費など
		物流効率化計画策定のためのコンサルタント料など
	輸送費・荷役費・拠点費等 その他試験運行費	共同配送や中継輸送等の実証を行うために新たに発生する増加分の輸送経費など
		中継輸送の実証における中継拠点での積み換えに係る荷役経費など
機器設備費	実証において中継拠点として利用する倉庫使用料など	
	機器設備費	流通業務の省人化・省力化に資する機器・資材を用いた実証的な取組に係る当該機器・資材のリース・レンタル経費など

※国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。

※消費税及び地方消費税等租税公課は補助対象経費から除くものとする。

※老朽化設備の更新や同等機能を有する設備の置き換えに係る費用は補助対象経費から除くものとする。

##### 《人材確保に関すること》

補助対象経費	具体例
設備導入費	女性専用の休憩室・トイレ・更衣室や託児スペースの設置など
広告宣伝費	運輸業の魅力向上等に向けたPR動画の広報啓発費など
印刷製本費	啓発用リーフレットの作成経費など
会場使用料	関係者の理解醸成に向けたセミナー等の開催など
委託費	PR動画やリーフレットの作成やセミナー等の開催など

※国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。

※消費税及び地方消費税等租税公課は補助対象経費から除くものとする。

※老朽化設備の更新や同等機能を有する設備の置き換えに係る費用は補助対象経費から除くものとする。

## **(5) 事業期間**

交付決定日から令和9年2月26日(金)まで

## **(6) 公表**

県内事業者に対し、物流効率化・連携促進の取組を広く周知するため、補助事業の内容等について、補助事業者の正当な利益を損なわない範囲で、当該内容を公表することがあります。

## 2. 補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)

項目	実施者	期間等	内容
1 事前相談	事業者		事業者は県に申請内容等について相談する。
2 補助金交付申請	事業者	R8.12.28まで	事業者は県に交付申請書及び添付書類を提出する。
3 補助金交付決定	県	2週間～ 3週間程度	県は申請内容を確認し、適切であれば事業者へ補助金交付決定を行う。
4 事業実施	事業者		事業者は事業計画に基づき補助事業を実施する。
5 実績報告	事業者	2月末まで	事業者は県へ、補助事業の実績報告を行う。
6 確定通知	県		県は、事業者へ補助金額の確定通知を行う。
7 支払請求	事業者		事業者は確定通知後に県へ補助金を請求する。
8 補助金支払	県		県は事業者へ補助金を支払う。



= 申請事業者から必要となる手続き

### 3. 申請手続き

#### (1) 申請期間

令和8年4月7日(火)から令和8年12月28日(月)まで随時募集します。ただし、採択状況・予算執行状況によっては募集を終了する場合があります。

#### (2) 提出先

新潟県交通政策局交通政策課地域交通班 (ngt170060@pref.niigata.lg.jp) 宛に提出してください。

#### (3) 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、原則データで提出してください。様式は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードしてご使用ください。

No	提出書類
1	補助金交付申請書(別記第1号様式)
2	事業計画書(別紙1-1)
3	申請者の概要(別紙1-2)
4	共同事業の概要(別紙1-3) (※「実証的な取組」の場合又はその他、共同事業者がいる場合のみ)
5	経費配分書(別紙2)
6	補助対象経費の見積書等
7	補助対象事業の概要が分かるもの(導入機器の商品パンフレット等)
8	申請者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)
9	申請直近1期分の決算書の写し
10	履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)の写し
11	「ホワイト物流自主行動宣言」の写し
12	補助金支払先口座登録及び通帳の写し

#### (4) その他

本事業を申請する場合は、下記担当まで事前に申請の内容等について相談すること。

#### 【担当】

新潟県交通政策局交通政策課地域交通班 高橋  
電話:025-280-5109  
FAX:025-284-5042  
E-mail:ngt170060@pref.niigata.lg.jp